

○工学院大学学位規則

(昭和 43 年 4 月 1 日)

改正

(目的)

第 1 条 この規則は、工学院大学学則第 32 条および工学院大学大学院学則第 19 条第 2 項に基づき、工学院大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類および名称)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士および博士とし、次の通りとする。

(1) 学士

学部	和文	英文
先進工学部		
生命化学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
応用化学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
環境化学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
応用物理学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
機械理工学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
工学部		
機械工学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
機械システム工学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
電気電子工学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
応用化学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
環境エネルギー化学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
情報通信工学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
工学部第 2 部		
建築学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
建築学部		
まちづくり学科	学士(建築学)	Bachelor of Architecture
建築学科	学士(建築学)	Bachelor of Architecture
建築デザイン学科	学士(建築学)	Bachelor of Architecture
情報学部		
情報通信工学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
コンピュータ科学科	学士(情報学)	Bachelor of Informatics
情報デザイン学科	学士(情報学)	Bachelor of Informatics
システム数理学科	学士(情報学)	Bachelor of Informatics

(2) 修士

研究科	専攻	和文	英文
工学研究科	機械工学専攻	修士(工学)	Master of Engineering
	化学応用学専攻	修士(工学)	Master of Engineering
	電気・電子工学専攻	修士(工学)	Master of Engineering
	情報学専攻	修士(工学) 修士(情報学)	Master of Engineering Master of Informatics
	建築学専攻	修士(工学) 修士(建築学)	Master of Engineering Master of Architecture
	システムデザイン専攻	修士(工学) 修士(システムデザイン)	Master of Engineering Master of Systems Design

(3) 博士

研究科	専攻	和文	英文
工学研究科	機械工学専攻	博士(工学)	Doctor of Philosophy in Engineering
	化学応用学専攻	博士(工学)	Doctor of Philosophy in Engineering
	電気・電子工学専攻	博士(工学)	Doctor of Philosophy in Engineering
	情報学専攻	博士(工学) 博士(情報学)	Doctor of Philosophy in Engineering Doctor of Philosophy in Informatics
	建築学専攻	博士(工学) 博士(建築学)	Doctor of Philosophy in Engineering Doctor of Philosophy in Architecture

2 学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

3 学士の学位授与要件は、本学学則の定めるところによる。

(修士学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与するものとする。

(博士学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認されたものに授与することができる。

(修士学位請求論文の提出)

第5条 修士学位論文は、論文2部と論文の要旨を、指導教員を通じて、大学院委員会に提出するものとする。

(課程による者の博士学位請求論文の提出)

第6条 第4条第1項の規定により博士の学位を得ようとする者は、別に定める申請手続きに基づき、学位申請書に論文および必要書類を添え、指導教員を通じて、大学院委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

(課程によらない者の博士学位請求論文の提出)

第7条 第4条第2項の規定により博士の学位を得ようとする者は、別に定める申請手続に基づき、学位申請書に論文、必要書類および所定の審査料を添えて学長宛に提出するものとする。

2 本学大学院の博士課程において、所定の修業年限以上在学し、専修科目を含む履修科目について、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位を請求するときも前項の規定による。

3 受理した論文および一旦納付した論文審査手数料は還付しない。

(論文)

第8条 前条第1項または第2項により提出する論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。審査のため、必要あるときは論文の訳文、他の論文または標本等の材料を提出させることができる。

(審査委員会)

第9条 学位論文の提出があつたときは、学長は大学院委員会にその審査を付託する。

2 学位論文の審査を付託された大学院委員会は、学位論文およびこれに関連する試験などを行うために、関係指導教員および関係科目担当教員の中から委任された3名以上(博士は、3名ないし5名程度)の教員をもつて論文審査委員会をつくりこれに当らせる。委員の中1名は主査(教授または准教授)となる。

3 修士学位論文の審査委員のうち2名が論文指導と審査担当の教員である場合は、他に授業担当の教員(非常勤講師を含む)を委員とすることができる。

4 博士学位論文の審査委員のうち3名が論文指導と審査担当の教員である場合は、専攻課程の大学院委員会で推薦された専門分野の2名以内(学外者を含む)を委員とすることができる。

(最終試験)

第10条 課程による者の学位請求者に対する最終試験は、前条の論文審査委員が学位論文を中心にして試問の方法によつて行う。

2 前項の試問は、口答による。ただし、筆記試験もあわせて行うことができる。

(学力の確認)

第11条 第4条第2項に定める学力の確認のために行う試問は、筆記試験とする。ただし、大学院委員会が認めたときは、口答試問にかえることができる。

(試問の方法)

第12条 前条に定める試問の方法は、次のとおりとする。

(1) 学位論文を中心として広く専攻学術に関連する科目に関する試験

(2) 外国語に関する試験

2 前項第2号の試験については1カ国語とする。課す外国語の限定は専攻の定めによる。

(試問の免除)

第13条 第7条第2項の規定により、学位の授与を請求する者が、退学後5年以内に論文を提出し、受理された場合は、大学院に在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力があると認めるために行う試問を免除することができる。

(審査期間)

第14条 審査委員会は、修士論文については提出後2カ月以内に、博士論文については原則として提出後1年以内に論文の審査、最終試験および学力の確認を終了しなくてはならない。ただし、特別の事由があるときは、大学院委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第15条 審査委員会は、学位論文の審査および最終試験または試問の終了後、直ちに論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験または試問の結果の要旨および総合成績に学位を授与できるか否かの意見を添えて大学院委員会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文の審査の結果、その内容が学位を授与するのに値しないと認めるときは、試験または試問を行わなくともよい。この場合には、審査委員会は前項の規定にかかわらず、試験の結果の要旨および試問の成績を添付することを要しない。

(大学院委員会の審議)

第16条 前条の報告に基づいて大学院委員会は、審議のうえ学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の審議および議決をするには、委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位を授与できると議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

4 前項の議決は、投票をもつて行う。

5 修士論文の議決については、前項の手続を簡略にすることができる。

(学位の授与)

第17条 学長は、前条の議決を経て、学位を授与し、学位記を交付する。

2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該学位論文の内容の要旨および審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(論文の発表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前にすでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定により、学位論文を公表する場合には、工学院大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う第1項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の取消し)

第20条 学位を授与された者が、その榮譽を汚す行為をした時、または不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 大学院委員会において前項の議決をするには、委員定数の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の投票による賛成がなければならない。

(学位授与の報告)

第21条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に所定の様式により文部科学大臣に報告するものとする。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付は、行わない。ただし、やむを得ない事由であると学長が認めた場合に限り行うことができる。

(学位記および書類の様式)

第23条 学位記および学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

(改廃)

第24条 この規則の改廃は、学長が教授総会および大学院委員会の意見を聴いて行うものとする。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年9月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第9条第2項の助教授を准教授に改正。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条に新学部(建築学部)・新専攻(システムデザイン専攻)の設置に伴う学位を追加。学士(情報学)の追加は、学則改訂(平成 18 年 4 月 1 日施行の情報学部設置)に伴う措置。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

字句の修正。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 1 月 27 日から施行する。
- 2 博士論文の公表および学位記の様式の変更に伴う改正。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。修士(建築学)、博士(建築学)、学位の英文表記の追加。学部および研究科の専攻単位に学位の名称、英文表記を整備。字句の修正
- 2 第 2 条規定の修士(建築学)および博士(建築学)の学位の授与は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入学した者または第 7 条規定に基づく学位請求論文を提出した者から適用する。
- 3 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。学部再編に伴い、第 2 条規定の情報学部 学士(工学または情報学)の学位の授与は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。学位を学科ごとに明示。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

学位記及び書類の様式

[別紙参照]